

フィブリノゲン製剤を使用された可能性のある方へ

止血が困難なときなどに使用される血液製剤「フィブリノゲン」がC型肝炎の感染源となった恐れがある問題で、厚生労働省は納入されたとされる6,933医療機関（岡山県132件含む）のリストを平成16年12月9日に公表しました。

公表された医療機関で平成6年以前に出産や手術で大量に出血された方は、フィブリノゲン製剤が使用された可能性がありますので、これまでに検査を受けていない方は、肝炎検査をお勧めします。

●フィブリノゲン製剤とは？

フィブリノゲン製剤は、昭和39年に人の血液の成分を原料とした医薬品として承認され、特に昭和63年6月以前は出産や手術で出血が多く止血が困難な際などに用いられていました。その当時、フィブリノゲン製剤の原料に混入した肝炎ウイルスを不活性化するための技術が十分でなかったことから、平成6年以前に同製剤を投与された方は、肝炎ウイルスに感染している可能性が高いと考えられています。

●C型肝炎とは？

C型肝炎はC型肝炎ウイルスの感染によって起こる肝臓の病気です。

肝炎になると、肝臓の細胞が壊れて、徐々に肝臓の働きが悪くなりますが、多くの場合重症化するまで自覚症状が現れません。このため、感染の発見や治療が遅れ、肝硬変や肝がんに進行する場合もあるので、早期に感染を発見し、適切な治療を受けることが大切です。

1. 医療機関名等

公表された医療機関のリストは厚生労働省のホームページをご覧ください。

公表された医療機関については役場保健福祉課でも知ることができます。

2. 検査受診の呼びかけの対象者

平成6年以前に公表医療機関で治療を受け、下記①～⑤に該当された方

- ①妊娠中又は出産時に大量の出血をされた方
 - ②大量に出血するような手術を受けた方
 - ③食道動脈瘤の破裂、消化器系疾患、外傷などにより大量の出血をされた方
 - ④がん、白血病、肝疾患などの病気で「血がとまりにくい」と指摘をされた方
 - ⑤特殊な腎結石・胆石除去、気胸での胸膜接着、腱・骨折片などの接着、血が止まりにくい部分の止血などの治療を受けた方
- (※詳しくは治療を受けた医療機関に直接お尋ねください)

3. 検査体制

血液検査で調べることができます。

・医療機関：該当医療機関においてフィブリノゲン製剤の使用あるいは輸血が明確になっている方については医療機関で受診してください。

なお、医療機関で肝炎検査を希望する場合は、自他覚所見があり医師が必要と認めれば保険診療の取扱となります。

・勝英保健所 美作町入田291-2 TEL 72-0911

毎月第3月曜日 13:00～14:00 (予約制)

肝炎検査の受診者負担 1,270円

【お問い合わせ先】

●西粟倉村役場 保健福祉課

☎79-7100

(いきいきふれあいセンター)

●勝英保健所 ☎72-0911

※なお、平成14年度からフィブリノゲン製剤に限らず、C型肝炎で最も大きな感染原因と呼ばれる輸血も含め、幅広い対象者に対して検査を呼びかけています。本村も総合健診で肝炎ウイルス検査(40歳以上)を実施しております。